

# (仮称) 彦根総合運動公園整備基本計画 (抜粋)

## 第2章 基本計画の検討

### 2-1 計画内容の検討

#### (1) 整備水準の検討

1) 第1種陸上競技場(P2-1 から P2-5)

#### (2) 景観・環境の保全と創出に関する検討

1) デザイン基調 (P2-11 から P2-16)

## 第3章 基本計画図の作成

### 3-1 基本計画図

(2) 基本計画図の作成 (P3-2 から P3-5)

## 第4章 事業計画の検討

### 4-3 今後の課題等

(1) 今後の主な課題 (P4-12 から P4-13)

## 第2章 基本計画の検討

### 2-1 計画内容の検討

基本構想における、導入を検討する主な運動施設などの検討状況は次のとおりです。

表 2.1 基本構想における主な運動施設などの検討状況

施設	概要
1) 第1種陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"><li>・400m×9 レーン</li><li>・サッカー、ラグビーなどとして活用できる多目的利用が可能な第1種公認陸上競技場</li><li>・収容人数は、15,000人～20,000人収容（想定）</li><li>・施設規模は、先催県の2万人程度収容の第1種陸上競技場の規模を参考にします。</li><li>・風向を考慮して施設の長軸を南北方向（敷地南側の県道に対して垂直に配置）とし、西日を考慮してメインスタンドは西側に配置します。</li></ul>
2) 第3種陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"><li>・400m×8 レーン</li><li>・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップ）として利用</li><li>・トラック内のフィールドは、サッカーなどに利用できる仕様</li><li>・施設規模は、先催県の第3種陸上競技場の規模を参考にします。</li></ul>
3)野球場	<ul style="list-style-type: none"><li>・存置する。</li></ul>
4)駐車場	<ul style="list-style-type: none"><li>・従前の駐車可能台数を参考にします。 （参考：現況の駐車場）</li><li>・常設駐車場：680台</li><li>・大会時などは、多目的広場を臨時駐車場として活用（約400台）</li></ul>
5)庭球場	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望などを踏まえ整備について検討します。 （参考：現況の庭球場）</li><li>・競技用砂入り人工芝コート：12面</li><li>・スタンド収容人数：500人</li></ul>
6)多目的広場	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望などを踏まえ整備について検討します。 （参考：現況の多目的広場）</li><li>・約100m×約140m（約1.4ha）</li></ul>

## (1) 整備水準の検討

基本構想を踏まえ、各施設の整備水準について検討しました。

### 1) 第1種陸上競技場

第1種陸上競技場の規模・規格等については、日本陸上競技連盟の基準に準拠し、必要に応じて他競技の基準や事例等を参考に、次のとおりとします。

#### 【整備内容】

##### ①トラック・フィールド

400m×9レーン、フィールド内はサッカーなど多目的利用可能

##### ②収容人員

固定席は15,000席程度

芝生席を含め20,000人程度収容

##### ③諸室

観客席下に管理諸室、器具庫、室内走行路等を整備

##### ④面積

施設面積 約3.8ha

建築面積 約1.8ha

##### ⑤施設の高さ（概略検討）

計画地は風致地区内にあるため、「彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例」（以下、「彦根市風致条例」という。）に基づき、一般的に、許可を要する行為の対象となる建築物の高さの基準は15m以下とされていますが、県が行う公園整備に関しては、彦根市風致条例では許可を要しないこととされており、また、都市公園法による都市公園事業の場合は条例の適用除外となります。

しかしながら、彦根市における都市計画への適合の観点等から、彦根城などの歴史的・文化的な景観に調和した建築物として、第1種陸上競技場の高さを低く抑えるための概略の検討を行いました。（P資料-6）

今後、彦根市と連携しながら、さらに詳細な技術的検討を進めていくこととします。

## ⑥主な施設計画と諸室

主な施設計画と諸室は次のとおりです。

表 2.2 第1種陸上競技場・主な施設計画

区 分		規格・仕様	日本陸上競技連盟の 基準	日本サッカー協会 のガイドライン <sup>※3</sup>
走路		<ul style="list-style-type: none"> <li>・400m×9 レーン<sup>※1</sup></li> <li>・レーンの幅 1.22m</li> <li>・全天候舗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直走路：8 レーン又は9 レーン</li> <li>・レーンの幅 1.22m</li> <li>・曲走路：同上</li> <li>・全天候舗装</li> </ul>	
フィールド	跳躍競技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走幅跳：6 カ所</li> <li>・三段跳：8 カ所<sup>※2</sup> (女子用含む)</li> <li>・棒高跳：6 カ所</li> <li>・走高跳：6 カ所<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走幅跳：6 カ所以上</li> <li>・三段跳：6 カ所以上</li> <li>・棒高跳：6 カ所以上</li> <li>・走高跳：表示なし</li> </ul>	
	投てき競技施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砲丸投：3 カ所<sup>※2</sup></li> <li>・やり投げ：2 カ所<sup>※2</sup></li> <li>・円盤投・ハンマー投：2 カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砲丸投は芝生に投てきするサークル2 カ所以上、円盤投・ハンマー投は2 カ所とし、兼用型でよい(砲丸投のサークルとの兼用不可)</li> <li>・やり投げ：表示なし</li> </ul>	
	障害物競争設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水濠をレーンの内側または外側に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水濠をレーンの内側または外側に設置</li> </ul>	
	インフィールド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然芝</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然芝</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然芝</li> </ul>
夜間照明設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 1.00m で 1,500 Lx 以上</li> <li>・高さ 1.22m でフィニッシュラインは 1,500Lx 以上</li> <li>・屋根先端への照明設備の設置を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 1.22m で平均照度 1,000Lx</li> <li>・高さ 1.22m でフィニッシュラインは 1,500Lx 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドから 1 m の高さで 1,500 Lx 以上</li> </ul>
電光掲示板		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型映像装置の設置を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電光掲示板の設置が望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J1：大型映像装置を設置すること</li> <li>・J2：電光掲示板を設置すること</li> </ul>
監視カメラ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視用カラーテレビカメラの設置 (12 カ所は必須)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模競技会用に 12 カ所設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアムの内外、すべての進入路等に監視用カラーテレビカメラの設置</li> </ul>
収容人員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・20,000 人程度 (芝生席含む)</li> <li>・固定席は 15,000 席程度で屋根付き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15,000 人以上 (芝生席含む)</li> <li>・少なくともメインスタンドは 7,000 人程度で屋根付き</li> </ul>	(新設の場合) <sup>※4</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・J1：20,000 人～40,000 人</li> <li>・J2：15,000 人～20,000 人</li> </ul>

※1：新設の場合は9レーンとなる(基準には、既存施設への対応のため、「又は8コース」の表記がある)

※2：大会運営等を行う県陸協との調整により数量を決定する。ここでは一般的に採用されている施設数とした

※3：(公財)日本サッカー協会発行のスタジアム標準(J1、J2仕様)を参照

※4：芝生席はカウントしない

スタンド下部等に設ける諸室は、日本陸上競技連盟の仕様と日本サッカー協会のスタジアム標準に定める以下の仕様に準拠し、整備内容や配置等については建築計画設計の過程で関係団体等との協議によって決定します。

表 2.3 第1種陸上競技場・主要諸室

区 分	日本陸上競技連盟の基準	日本サッカー協会のガイドライン
更衣室	・300人以上収容し得ること	・最小規模各150㎡を、メインスタンド側に、2室以上、4室推奨
雨天走路	・メインかバックスタンド側に必要 ・舗装材は競技場と同一	
用器具庫	・2ヵ所以上で、合計500㎡以上 ※多目的競技用は別途必要	・競技備品用倉庫、売店倉庫、警備備品用倉庫等
浴場またはシャワー室	・男女各2ヵ所以上	・チーム更衣室内に設置
メインカメラ		・メインスタンド中央、観客がカメラに入らない位置でフィールド全体が見渡せること。 ・カメラポジション毎に2×3m程度が必要
放送室	・スタンド上層部に設置	・場内放送システムを有する運営本部室、記録室(最小規模18㎡)を設置
指令室		
電光掲示板操作室		
写真判定室		
情報処理室	・スタンド下層部に設置	
コピー室		
医務室		・最小規模50㎡
ドーピング検査室		・最小規模36㎡のドーピングコントロール室を設置
ウェイト・トレーニング室		
記者席	・大規模競技会の運営上、記者席はフィニッシュライン上方に仮設でもよいが設置、電話、モニター等を設置	・記者席、中継用実況放送室、記者室、記者会見室、ミックスゾーン(200㎡以上)を設置
休憩	・役員、補助員等の休憩の場を確保	
監督室		・チーム用の更衣室に隣接する場所に2室、最小規模24㎡
VIPエリア		・メインスタンド中央、フィールドより高い位置、フィールド全体を支障なく完全に見渡せること
ウォームアップエリア		・チーム用の更衣室付近、最小規模各100㎡、屋外・屋内問わないが、張芝(人工芝可)を要する
マッチ・コーディネーション・ミーティング室		・チーム更衣室と審判更衣室の近く、審判更衣室に直接アクセスできる場所、最小規模24㎡
審判更衣室		・メインスタンド側、最小規模24㎡、2室推奨
ポールパーソン更衣室等		・ポールパーソン更衣室のほか、ボランティア、マスコット、演出関係の出演者等の控室を設置
コンコース		・トイレ、売店などを設置

⑦各競技種目の施設配置（案）

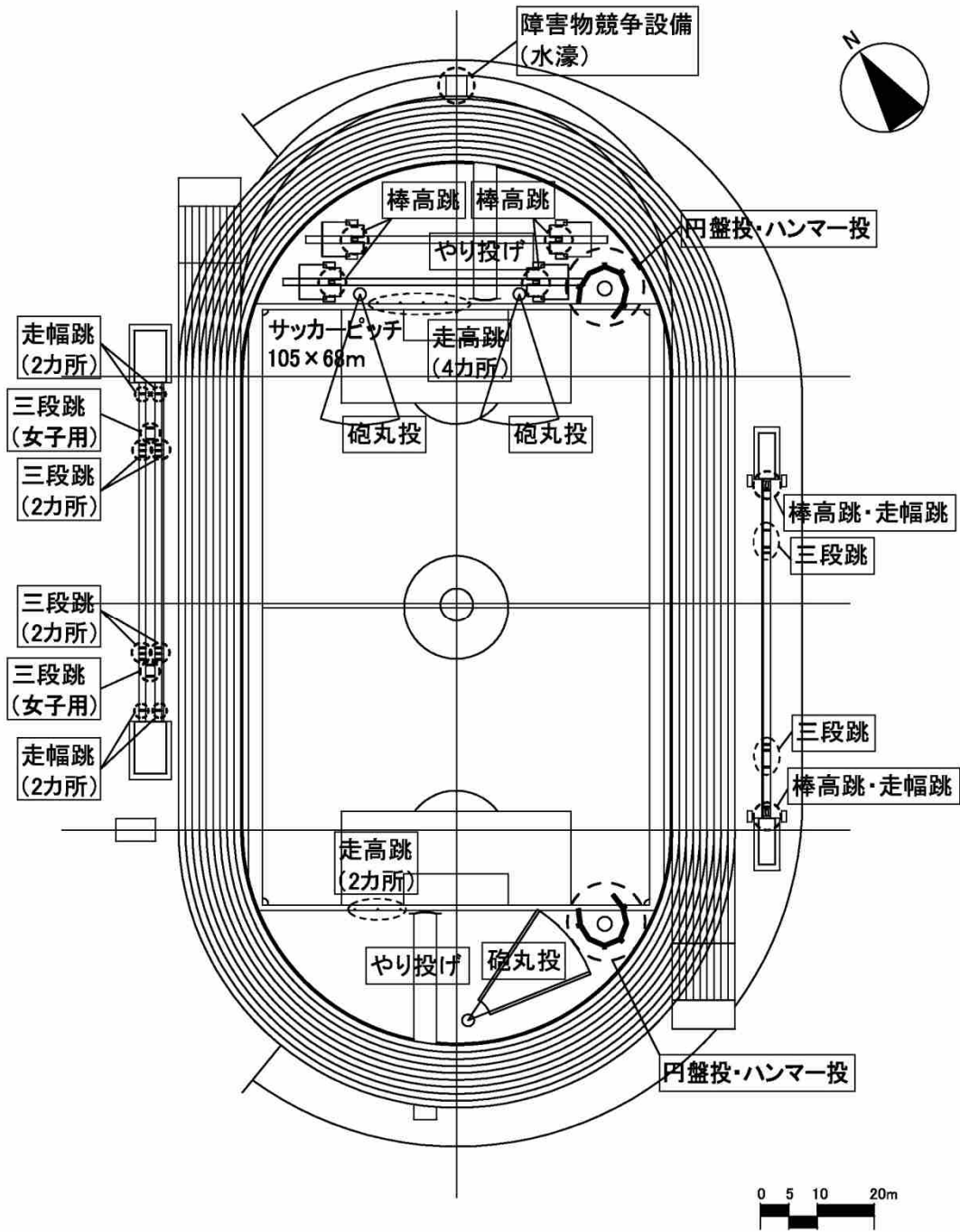
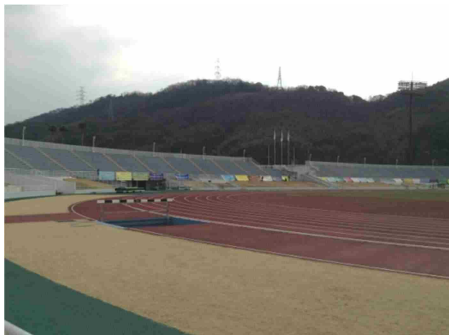


図 2. 1 第 1 種陸上競技場レイアウト（案）



第 1 種陸上競技場  
（事例 1）



第 1 種陸上競技場  
（事例 2）

## (2) 景観・環境の保全と創出に関する検討

### 1) デザイン基調

基本構想で定めた公園整備の基本方針の中から、デザインについて定めたものを踏まえ、基本計画では、公園全体のデザイン性の統一などに配慮しながら、デザイン基調の検討を行いました。

### 公園整備の基本方針 ～デザイン～

#### (2)【基本方針B】

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

#### 4) 環境

- ・環境に配慮した取組を通して、美しい環境デザインを備えた人々の学びの場となるような施設づくりに努めます。

#### (3)【基本方針C】

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

#### 2) 歴史性を踏まえた施設づくり

- ・城下町や宿場町の町並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代につながる地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- ・公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、郷土になじみ深い木々、草木などの植栽や百間橋などをモチーフに取り入れるなどして、この地一帯が内湖であったことがイメージできるよう施設づくりに活かします。

#### 4) 自然素材の活用

- ・滋賀県産木材など自然素材・地域資源を活用して地域の風土などに調和した施設をつくります。
- ・公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるよう空間をつくります。

基本方針では、デザインの方向性として、「環境」や「歴史性」、「自然素材」などを取り上げています。また、本公園の周辺には、彦根城や金亀公園の豊かな緑、堀や水路、琵琶湖の水辺空間、農地の緑の景観や既成市街地があります。



西側大黒川沿いの緑の景観



東側大洞川沿いの緑の景観



運動場エントランスから望む彦根城

彦根城など周辺の歴史的・文化的な景観に調和する公園づくりに向けて、景観の要素や素材、デザインの基本的な考え方について以下に整理しました。

### 《公園全体のデザイン基調》

#### ～豊かな緑と自然素材を用いた、落ち着きを感じる公園デザイン～

・彦根市のシンボルである彦根城と調和する緑豊かで、統一感のある公園空間とするために、緑量の確保やデザインのルール化(色彩・素材・舗装パターンなど)の他、旧松原内湖に架橋されていた百間橋など地域の歴史性を反映したデザイン基調とします。また、素材は、あたたかみのある落ち着いた空間となるよう滋賀県産木材の使用に努めます。

#### ＜デザインのルール化＞

- ①**色彩**：緑と自然素材（木・石）に調和するアースカラーとし、舗装はグレー系と茶系、構造物等の施設は目立たない茶系の色合いを基本とします。
- ②**舗装素材・カラー**：緑の景観に調和し落ち着きのあるグレー系と茶系の保水性や透水性のあるブロック舗装、土系舗装を基本とします。
- ③**舗装パターン**：エントランス広場は、公園全体のスケール感を表現する広がりのある大きなグリッド（格子状）の舗装パターン、その他の小規模な広場についてはヒューマンスケールを感じるデザイン（小さなグリッド、ストライプ、ランダムパターンなど）の舗装パターンとして区別します。
- ④**施設への自然素材の活用**：県産木材の活用（ベンチ、サイン、四阿（あずまや）や遊具の支柱）、石製の車止めや花壇などを活用します。
- ⑤**植栽の工夫**：植栽帯にアンジュレーション（起伏）やマウンドアップ（土塁）をもうけるなどの工夫により、自然な環境のイメージ形成と変化のある景観づくりを行い、同時に、緑視率の向上を図ります。



木製遊具



石製・車止め  
(金亀公園 彦根HP)



百間橋  
(彦根市立図書館所蔵写真)

#### 【デザイン基調の展開イメージ】

- ・彦根城へのシンボル軸とそれを強調する広がりのある景観形成を行うエントランス空間、憩いとゆとりを感じる公園の中央付近の広場づくり、気軽に園内で安らぎを感じることができる緑に包まれ、紅葉や花木等により四季を感じることができる各運動施設周辺の広場、さらに、これらの空間に配置される施設（ベンチやサイン、遊具等）には県産材等を活用した自然のあたたかさを感じるデザインとします。
- ・また、旧松原内湖に架橋されていた百間橋をモチーフとしたボードデッキ（木製舗装）により地域の歴史をデザインに展開します。



## 2) 景観の保全と創出

基本構想で定めた公園整備の基本方針の中から、景観の保全と創出に関する事項を抽出し、これを踏まえて具体化に向けた施設の計画内容を検討しました。

### 公園整備の基本方針 ～景観の保全と創出～

#### (2)【基本方針B】

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

##### 5) ユニバーサルデザイン

- ①ユニバーサルデザインを取り入れることにより、すべての人が安全に安心して公園を利用できるような施設整備に配慮します。
- ④公園内の案内表示は、その内容、表示方法、色彩に配慮するとともに、絵文字の使用や、外国語・ふりがな併記など、だれにとってもわかりやすいものにします。

##### 6) 地域活性化

- ①地域の産品などの地域資源を利用して地域の活性化を検討します。
- ②公園利用者が施設利用後に彦根城をはじめ、城下町、伝統ある町並みを見学する動機付けとなるように、案内サインの工夫など、周辺の観光地や歴史などの情報の発信について検討します。

#### (3)【基本方針C】

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

##### 1) 彦根城へのシンボル軸

- ①公園内に、滋賀県を代表する歴史文化資源、観光資源でもある国宝彦根城を正面にし、並木を配置してシンボル軸を形成します。
- ②彦根城をはじめ滋賀の魅力を全国に発信し、魅力あるまちづくりに向けて、賑わいを作り出します。

##### 2) 歴史性を踏まえた施設づくり

- ①城下町や宿場町の町並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代につながる地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- ②公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、郷土になじみ深い木々、草木などの植栽や百間橋などをモチーフに取り入れるなどして、この地一帯が内湖であったことがイメージできるよう施設づくりに活かします。

##### 3) 緑化推進

- ①陸上競技場の周囲に高木を植樹し、建物からの圧迫感の緩和や景観保全に配慮します。

##### 4) 自然素材の活用

- ①滋賀県産木材など自然素材・地域資源を活用して地域の風土などに調和した施設をつくりまします。
- ②公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるような空間をつくりまします。

## 【デザイン基調に沿った景観の保全と創出】

緑豊かな彦根城や周辺の田園景観と調和し、百間橋の歴史性等に配慮したデザイン基調の設定を行い、周辺景観と調和する景観の創出を図ります。

### 《公園全体のデザイン基調》（再掲）

#### ～豊かな緑と自然素材を用いた、落ち着きを感じる公園デザイン～

彦根市のシンボルである彦根城と調和する緑豊かで、統一感のある公園空間とするために、緑量の確保やデザインのルール化(色彩・素材・舗装パターンなど)の他、旧松原内湖に架橋されていた百間橋など地域の歴史性を反映したデザイン基調とします。また、素材は、あたたかみのある落ち着いた空間となるよう滋賀県産木材の使用に努めます。

基本構想の基本方針と公園全体のデザイン基調から、景観の保全と創出に向けて、次のとおり取り組みます。

## 【ユニバーサルデザイン】

ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が安全に安心して公園を利用できるように「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 24 年 3 月 国土交通省）」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 施設整備マニュアル（滋賀県）」に準拠して、次の考え方をもとに施設整備を進めます。

- 園路：車いすでも滑りにくく、排水性の高い舗装材を活用します。
- 駐車場：各駐車場には、車いす使用者駐車施設を各駐車場の出入り口付近など、園路等へのアクセスが便利な場所に配置します。
- サイン：車いす利用者や子どもが見やすい表示板の高さ設定や外国語の併記、触知型サインの設置など、すべての人に適切に情報提供を行うことのできるサイン整備を行います。
- ベンチ：園路沿いや小広場などに設置するベンチについては、高齢者が立ち上がりやすいように肘付きにするなど、すべての人が利用しやすいデザインとするとともに、適宜、ベンチの横に車いす利用者スペースを設けるなど、車いす利用者が来園しやすい施設整備を進めます。
- 運動施設：第 1 種陸上競技場および庭球場の観覧席には、車いす利用者用のスペースを確保し、アプローチ用のスロープ等を整備します。  
また、第 1 種陸上競技場の観覧席については、メインスタンドとバックスタンドとが自由に行き来できる構造となるよう検討します。
- 便所等：車いす利用者等の利用に対応した多目的便房やおむつ交換台等を備えた便所、授乳室等の設置により、高齢者や障害者、子ども連れの来園者等が安心して快適に利用できる施設整備を進めます。

- 花壇：滞留者が多いと考えられる広場付近などの植栽帯や花壇などは、車いす利用者も触れられるような高さに設定します。

### 【地域活性化】

地域の産品として、びわ湖材\*など滋賀県産木材を活用したベンチや遊具等の施設整備を図ります。また、地域活動の一環として、木製ベンチ等の製作を住民参画のもと行うなど、地域の交流や公園への愛着の醸成などに努めます。また、工業製品は県内製品を優先的に活用することとします。

また、第1種陸上競技場内には、地域の観光資源等を情報発信するための紹介コーナーなどを設けるほか、公園内には、歴史の学びの場となる歴史サインやピロイチ（琵琶湖一周）にかかるサイクルスタンドや休憩所の設置などを通じて、滋賀の魅力発信や観光への貢献に資する公園整備を行います。

- ※びわ湖材：合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材のことです。合法性とは、森林関係の法令に適合した伐採であることを指します。（滋賀県「びわ湖材産地証明制度要綱」より）



子どもにも見やすいサインを設置し、歴史等の学びの場づくり

### 【彦根城へのシンボル軸】

エントランス広場の並木は、四季を演出し、来園者を迎えます。また、並木のアイストップは彦根城とするため、並木の樹種は彦根城の景観と調和する樹木とすることにより、一体感を演出するとともに緑陰機能をあわせて持つように計画します。併せて、彦根城から公園を見たときには周辺地域が有する景観とも調和するよう整備します。

また、ゆとりのあるエントランス広場は、フリーマーケットや音楽などのイベントスペースとして利用の自由度の高い空間とします。

並木の樹種：ソメイヨシノ、ケヤキなど



エントランス広場から彦根城を望むイメージ

### 【歴史性を踏まえた施設づくり】

旧松原内湖にかかっていた百間橋をモチーフにしたボードデッキ（木製舗装）を園路に設けるなど、歴史性を取り入れた公園整備を進めます。また、歴史サインの設置など、子どもたちの学びの場となる広場づくりとします。

彦根城の景観や城下町の町並みなど、公園周辺には



ボードデッキのイメージ

歴史的景観が現代に継承されています。

本公園も次世代につながる地域の誇りとなるよう施設づくりを進めるため、管理棟や便所などの建築施設には、周辺景観との整合性を図るようにグレー系や茶系での歴史性に配慮したシンプルなデザインとします。

### 【緑化推進】

周辺の住環境や学校施設に配慮するとともに、第1種陸上競技場の建物の圧迫感の緩和を図るため、敷地外周には、緑地緩衝帯を整備します。

- 野球場周辺の緑地緩衝帯については、住宅地側の遮蔽機能の強化を図ります。
- 第1種陸上競技場周辺の緑地緩衝帯については、緑地帯内でのマウンドアップ（土塁）等により圧迫感の軽減を図るとともに景観の変化を演出します。



緑地緩衝帯のイメージ

### 【自然素材の活用】

周辺の田園景観や彦根城・金亀公園の緑の景観に調和し、来園者が木のぬくもりや石の風合いから地域の風土を感じられるよう自然素材を活用した施設整備を進めます。

- 施設インテリア、ベンチ、サイン、四阿（あずまや）：施設インテリアやベンチの座面、サイン・四阿の支柱のほか遊具などに間伐材やびわ湖材など滋賀県産木材を活用します。
- 車止め、花壇の石積み：石の風合いは緑の景観のほか、城下町や彦根城の歴史的景観など地域の風土に調和するため、車止めや花壇にエージング（経年変化）効果が期待できる石材を活用します。また、可動式タイプの車止めなどについては、作業性の観点からスチールや鋳物との組み合わせを検討します。

## (2) 基本計画図の作成

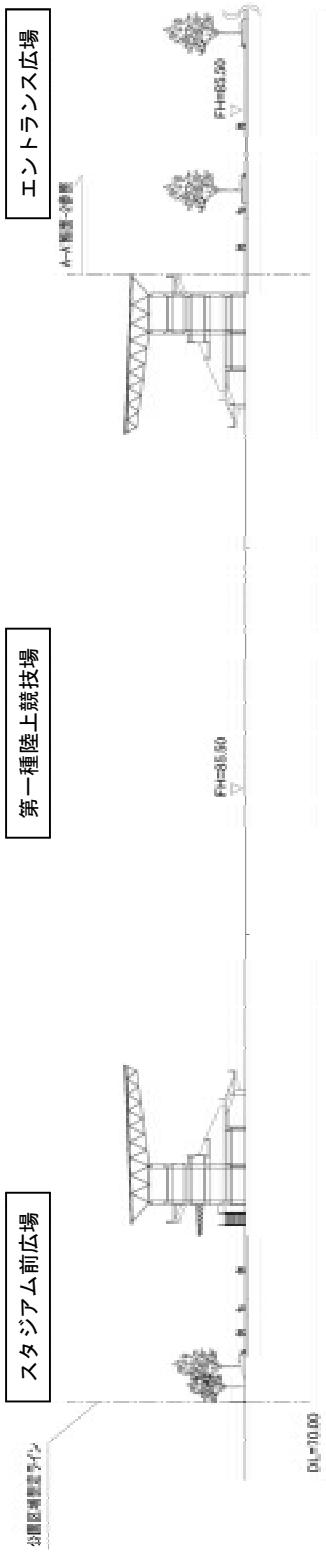
(1) 「プランの検討」の結果に基づき作成した基本計画図を次頁以降に示します。

なお、基本計画図の作成にあたり、第1種陸上競技場の高さについては、資料「4 第1種陸上競技場の高さの概略検討」(P資料-6)での検討結果を踏まえ、できるだけ建築物の高さを抑えるよう、さらに検討を重ねていくものです。

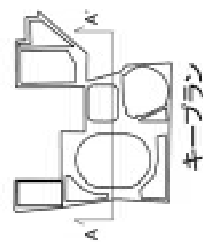
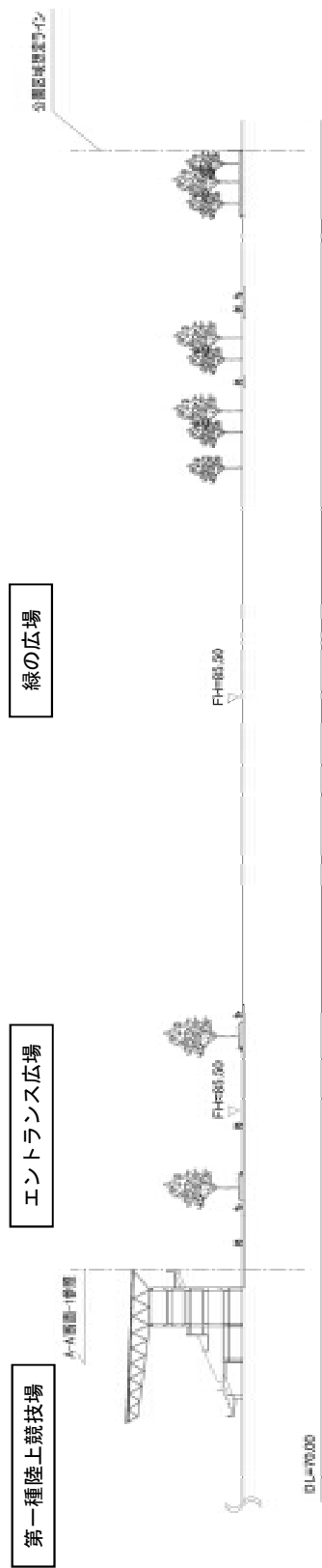


2) 断面図

A-A'断面-1



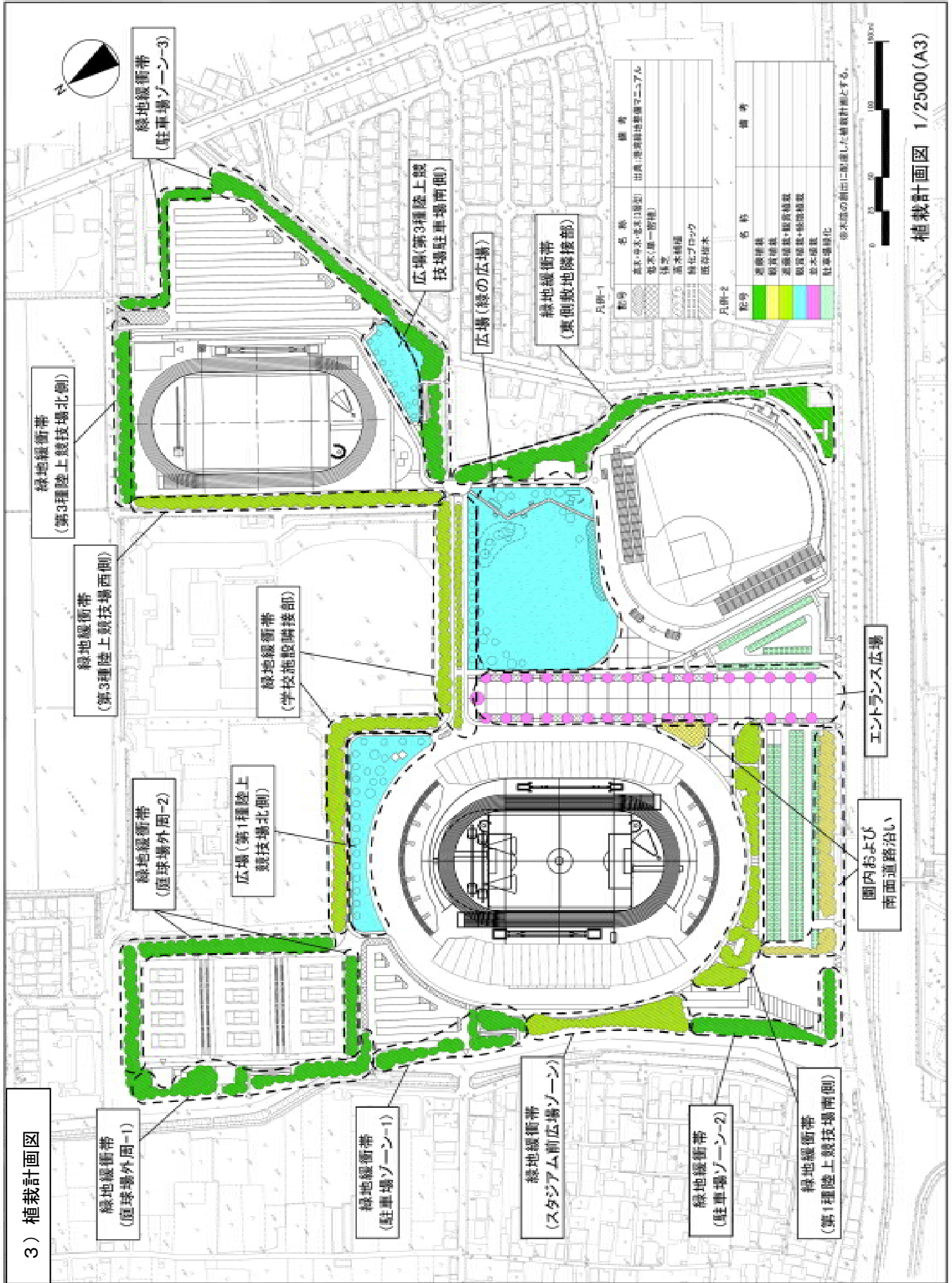
A-A'断面-2



断面図 1/1000 (A3)

注) 第1種陸上競技場の高さについては屋根の先端の先端で仮に23mと想定して作成していますが、できるだけ建物の高さを抑えるよう、さらに検討を重ねていくものです。

3) 植栽計画図



植栽計画図 1/2500(A3)



## 4-3 今後の課題等

### (1) 今後の主な課題

基本計画の検討を踏まえて、今後の基本設計等に向けた主な課題を整理します。

#### ○景観への配慮

- ・計画地が風致地区内にあることから、彦根城の世界遺産登録に向けた取組にも配慮しながら、景観や眺望への負荷軽減を図ることが重要となります。このことから、公園整備にあたっては、本基本計画において設定したデザイン基調に沿い、公園一帯を樹木で覆うとともに、建物の高さや形状、デザイン、色彩などについて、彦根市景観審議会や関係機関・部局との調整を図りながら施設の設計を進めます。
- ・第1種陸上競技場の高さについては、本基本計画での検討から、概ね23mの高さまで抑えることは可能と推測されますが、今後、さらに、屋根の張り出し長さの設定や屋上階（TV等のカメラスペース）の配置、諸室の配置等について関係機関との協議を進めるとともに、建築施設の設計に向けてさらに詳細な検討を行う必要があります。ただし、一方で、高さをより低く抑えることなどにより屋根先端への照明設備の設置が不可能となると、高さ35mを超える照明柱の設置が必要となり、検討懇話会においても、「照明柱の設置は、逆に、周囲の景観への負担となるのではないか。」とのご意見もあることから、彦根市と協議を進めつつ総合的に検討する必要があります。

#### ○周辺交通環境の検討

- ・公園整備に伴い来園者の増加が見込まれることから、彦根市が予定している公園北側と西側の市道拡幅事業との整合を図るとともに、周辺の住環境や通学等の安全確保に配慮した公園整備が必要となります。

自動車によるアクセス動線については、広域的な視点から自動車のアクセス動線を明確にしたうえで、計画地周辺における交通影響を見据えた動線誘導の方針について、関係機関と引き続き検討する必要があります。

また、彦根市が本年度に作成を予定している都市交通マスタープランを踏まえたうえで、公園整備が周辺の道路交通に与える影響を予測・評価するなどし、必要な対策についても関係機関と連携し進めていきます。

#### ○国体開催に向けた計画的な施設整備

- ・国体先催県の事例により国体開催時には最大で概ね3万人規模の来園者が想定されることから、開閉会式等における会場運営を考えた場合にはできるだけ平坦地を確保する必要があること、また、今後、施設整備を着実に進めるためには各年度の事業費の平準化が必要なことから、国体開催に必要な施設を優先的に整備し、国体後の完成形に向けた施設整備と区分するなど計画的な施設整備についての検討を行う必要があります。

## (2) 今後の進め方

今後、基本設計や建築計画設計等を進めていく過程で上記の課題等についてさらに技術的、専門的な検討を行うとともに、コスト面や法令面等の検討を踏まえ、より具体的な内容に整理していきます。